「透過写真撮影業務特別教育規程の一部を改正する件」に関する意見募集の結果について

令 和 7 年 10月 29日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部労働衛生課

標記について、令和７年６月５日（木）から同年７月６日（日）まで御意見を募集したところ、本件に関する５件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。取りまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。

なお、意見募集時の概要における「２．改正の概要」中、特別教育の対象から除外する業務については、下記のとおり修正を行った上で告示を定めることとしましたので、公表いたします。

「２．改正の概要」

特別教育の対象から除外する業務については、除外要件を明確にするため、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務としました。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別紙）

番号	御意見等の要旨	御意見等に対する考え方
1	【特別教育の対象から除外される装置についての御意見】 　装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、当該装置の内部に身体の全部又は一部を入れない業務を除くエックス線装置又はガンマ線照射装置を用いても、安全装置の無効化等で被曝した場合の健康被害についての知識と理解は必要であるため教育は必要ではないか。	安全装置の無効化等により、労働者の被ばくのおそれがある状態の装置を使用する場合は、照射中に内部に身体の全部又は一部が入らないようにする構造が解除されているため、除外要件に当てはまりませんので、エックス線装置及びガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る特別教育の対象となります。 　御意見を踏まえ、除外の要件については、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線又はガンマ線の照射中に労働者の身体の全部又は一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置を使用する業務と規定し、安全装置の無効化等を講じた場合には、除外要件に当てはまらないことを明確化いたします。
2	【他の法令によって義務づけられる教育訓練との重複・整合性に関する御意見】 　RI法との教育内容の重複を避けるべきであるため、RI法の教育時間に合わせるなどの整理をご考慮いただきたい。	改正後の電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第52条の５において規定するエックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る特別教育については、「労働安全衛生関係法令の知識」など、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第22条の規定により放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第21条の２に規定する教育訓練の内容に含まれない項目の教育が必要であり、教育時間をRI法における教育訓練と合わせることは難しいと考えております。 　ただし、「透過写真撮影業務特別教育に係る科目の省略の取扱いに係る周知について」（平成20年1月29日）（基安労発第

		0129003号)(都道府県労働局労働基準部長あて厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長通達)において、重複する科目は省略可能としています。

※上記のほか、今回の意見募集に関係ない御意見を計３件いただきました。